

# 建設リサイクル法に基づく届出 オンライン化のご案内

令和4年10月より、建設リサイクル法に基づく届出のオンラインによる届出が可能となりました。パソコン・スマートフォン・タブレット等から届出書の提出ができますので、是非ご利用ください。

## オンラインによる届出方法

- 建設リサイクル法に基づく届出書のオンライン提出URLへアクセスする**  
下記URL内からオンライン届出ページにアクセスしてください。  
札幌市公式ホームページ『建設リサイクル法の届出のオンライン提出』  
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kankyau/recycle/onlinetodokede.html>
- アカウントを登録する（登録済みの方は「3 ログインする」へ）**  
アカウントの作成方法については、<https://graffer.jp/faq/wh3fgw> (外部リンク)をご確認ください。名前、メールアドレスを入力し、パスワードを設定します。一度登録すると、次回から同じアカウントを利用できます。本市環境局の「特定建設作業実施届出書」等をすでに電子申請されている方は、同じアカウントを使用することができます。
- ログインする**  
「2.アカウントを登録する」で登録したアカウント情報でログインしてください。
- エ事情報等を入力しオンラインによる届出をする**  
届出様式1（届出書）の情報を入力し、別表1～3と写真、図面、工程表のうち必要なデータをアップロードしてください。必要書類は窓口での届出と同様です。
- 『送信のお知らせ』メールが届く**  
※この時点では、まだ届出の受理はされていません。  
アカウント情報に登録されているメールアドレス宛てに、**届出書が送信された旨の通知メール**が届きます。
- 『受理完了のお知らせ』メールが届く**  
市役所において届出書の内容を確認すると、**受理完了の通知メール**が届きます。届出内容に不備がある場合は、**差し戻された旨の通知メール**が送付されますので、その際は改めて届出が必要となります。上記の受理完了または差し戻し通知メールは、原則「5.『送信のお知らせ』メール」を受け取った日から次の市役所開庁日までに届く予定です。

## 注意事項

- 再資源化等に関する計画書（別表4）の提出が不要となりました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため郵送受付をしておりましたが、令和4年10月より、オンラインによる届出の運用開始に伴い廃止しました。
- 着手予定日7日前を過ぎた場合はオンラインによる届出ができません。
- 同一工事で複数工種が届出対象となる場合は、工種ごとにそれぞれ届出を行ってください。窓口提出の場合は、従来通りまとめて届出することが可能です。
- 窓口での提出の場合は、ご持参いただいた控えへの押印により提出の確認資料とすることが可能ですが、オンラインの場合は、受理完了通知メールまたはアカウント画面上の「申請一覧」から確認する方法のいずれかとなります。
- 届出を取り下げる場合は、ログイン画面の「申請一覧」から「申請を取り下げる」を押してください。ただし、札幌市で処理中の場合や受理完了となった届出についてはご自身で操作できかねますので、その際はご相談ください。
- 建設リサイクル法の届出済みのシールは、窓口提出及びオンラインともに、本市では発行していません。